

## 平戸市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月25日(金) 午前9時30分から午前10時32分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(27人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳
7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦
11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	13番 末永 武好	14番 山下 忠平
15番 塚本 順男	16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦
19番 林 憲治	20番 藤沢 和正	22番 石田 勝巳	25番 横尾 秀雄
26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之
30番 西川 靖子			

4. 欠席委員(5人)

1番 吉福 弘実 21番 阿部 榮 23番 濱本 寿光 24番 川村 政幸  
32番 宮田 克幸

5. 欠 員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第10号 農地改良等届出について

議案第24号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第 26 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 27 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 28 号 非農地通知申出について
- 議案第 29 号 第5回農用地利用集積計画(案)について
- 議案第 30 号 第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

## 第6 閉 会

### 7. 事務局

参事監兼班長 西 寿代 係長 前川 優博 主査 近藤 裕司 主査 山本 寿子

### 8. 傍聴人の数 なし

### 9. 公開・非公開の別 公開

### 10. 会議の概要

#### ○参事監

定刻となりましたので、ただ今より平成29年度8月期第5回総会を開会いたします。  
はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

#### ○会長

皆さんおはようございます。本日は、8月期の第5回総会にご出席をいただきましてありがとうございます。異常なまでの暑さが続いておりますが、いろいろ農作業等大変な日々を送っているのではないかと察している次第でございます。先ほど参事監の方からご案内がありましたように、本日は平戸市こども議会ということで、そこに局長が出席しておりますので、参事監の出席の下に総会を進めて参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。すでに皆さん方ご協力をいただきましたが、各地区で開催された農業後継者結婚対策及び農業者年金加入推進地区別会議につきましては、全地区終了したところでございます。

今、そのときのご意見等のまとめをしている最中でございます。どうか引き続き結婚対策、年金加入推進につきましては、みなさん方のご協力を切にお願いする次第でございます。今日は、午後、佐世保市に移動いたしまして、恒例になっております県北地区の農業委員研修に参加することとなっておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

そしてまた、佐世保からの帰りになりますが、田平で「第11回全国和牛能力共進会宮城大会壮行会」ということで、みなさん方にご案内をいたしております。どうかひとつ、ご賛同いただきまして、上位入賞を目指して頑張ってくださいと思っていますところでございます。

ます。

今日は、〇〇さんが体調を崩されており、出席が叶いませんでしたが〇〇さんがご出席でございます。お二人につきましてはいろいろと大変な時期をお迎えでございますが、頑張っていたきたいと考えております。

今日も重要な案件を議審議いただくわけでございますが、最後まで慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げまして開会のご挨拶といたします。

#### ○参事監

ありがとうございました。本日は、1番委員、21番委員、23番委員、24番委員、32番委員より欠席の届出がございました。

また、20番委員より遅刻の届出がありましたので、ご報告いたします。よって出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

#### ○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議 長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、28番委員、29番委員にお願いします。書記には事務局職員の〇〇主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

#### ○議 長

次に日程第4、8月期の会務報告と、9月期の行事予定を事務局参事監が行います。

#### ○参事監

それでは初めに8月期の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(8月会務報告を報告)

次に9月の行事予定を申し上げます。

(9月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成29年度9月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を9月27日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を9月27日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第10号 農地改良等届出について 》

○議長

これより議事に入ります。報告第10号「農地改良等届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

報告第10号「農地改良等届出について」です。議案書3ページをご覧ください。耕作利便を図るための農地改良で、嵩上げをして耕作を行いやすくすることです。

(報告第10号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイントを使用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

○委員

水田だということですが、取水等は大丈夫なんですか？

○事務局

話を聞いたところ、ふけ田になっているため水捌けが悪く、耕作ができないので、今回嵩上げを行うと聞いています。

○委員

畑地化ということですか？

○事務局

畑地ではなく、そのまま田として使うように聞いています。

○議長

いいですか？

○委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。質疑がないようですので質疑を終結します。報告第10号「農地改良等届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 議案第24号 農地法第3条の規定による許可の取消願について 》

○議長

次に、議案第24号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第24号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」です。4ページをご覧ください。平成29年6月27日に許可をしましたが、地番錯誤のため取消しをするものです。

(議案第24号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイントを使用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は

挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。議案第24号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第24号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」は、原案のとおり承認することといたします。

《 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。議案書5ページをご覧ください。番号1から5までいずれも経営規模拡大のための申請です。所有権移転を1、2、4、5番は贈与、3番は売買で行います。

3番は農地所有適格法人であり、農地の所有が認められています。平戸つる草（ゴーヤ）の葉っぱ等を栄養機能食品として販売すると聞いています。

(議案第25号1番から5番を朗読 : 5件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○委 員

2番ですが、面積の合計に小数点以下がついていますが、上の面積に小数点以下がついて

いるんですか？

○事務局

上の地籍欄のひとつに小数点がついています。

○委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにございませんか。ほかには質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようです。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。なお、この案件は県の追認事項でありますので、関係委員の補足説明は省略いたします。

○事務局

議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。議案書6ページをご覧ください。倉庫建設・建設資材等置場として平成3年頃から利用しており、農地としては利用していないということです。県の追認許可済となっています。

(議案第26号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委員

県の追認をもらっているということですが、農業委員会に申請があつて、現地確認は地区の農業委員さんがしているんですよね。

○事務局

はい、現地確認はさせていただいております。いつもの転用の場合と同じように、地区の委員さん全員にきてもらい、現地確認と現況把握をさせていただいております。

○委員

はい、わかりました。

○議長

ほかにごございませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。議案書7ページをご覧ください。番号1、番号3は住宅建設のための申請です。1番は27年度に農振除外をして

います。番号2は太陽光発電施設建設のための申請です。6月総会で申請があり、書類不備のため7月総会で取下げをさせていただいています。

(議案第27号1番～3番を朗読 : 3件)

(パワーポイントを併用して説明 : 3件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いいたします。なお、整理番号2番の案件は、6月総会で委員の補足説明をさせていただいておりますので省略いたします。

○委員

1番について補足説明をいたします。8月16日午前中に地元委員、事務局で現地を調査いたしました。以前、農業用倉庫を建てる際に農振地域除外をしていましたが、今回、娘婿さんが家を建てるということで申請があつています。

合併浄化槽を使って汚水は流すということで、日照権、その他排水問題等についても問題はないのではないかというふうに見て参りましたので、よろしくご協議お願いいたします。

○議長

3番をお願いいたします。

○委員

3番について補足をいたします。この案件につきましては今回8月期の総会に5条申請が出ていますが、7月に出る予定でございました。従いまして7月18日に地元委員と事務局で現地調査を行ったところでございます。先ほど事務局からの説明があつたとおり、親子関係で、今回息子さん結婚されるので、そこに新居を建てるということでございます。

隣接等は全て譲渡人の所有地でございますので、何ら支障はないのではないかと見てきたところです。以上です。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようですので、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第28号 非農地通知申出について 》

○議 長

議案第28号「非農地通知申出について」を議第といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案第28号 「非農地通知申出について」です。議案書8ページをご覧ください。番号1の内1筆については農振農用地に入っておりまして、29年6月に農振除外の審議をしていただいた案件になります。現地もそのときに確認済みです。いずれも山林・原野化しており、耕作はむずかしいのではないかと思います。

(議案第28号整理番号1番～2番を朗読 : 2件)

(パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

番号1番の補足説明をいたします。先ほど事務局から説明があったとおり、6月に現地確認したときに見ましたところ、畑という状態ではなく畑に入る前には狭い道があるんですが、その畑まではまったく道がありませんでした。現状は山林・原野化しております。そのように見てきましたので、よろしく願いいたします。

○議 長

2番をお願いします。

○委 員

2番の案件ですが、事務局の説明のとおり、私もよく見てみましたが、道下2メートルほど下がっていて、よくここに畑があったものだと思います。農機具、トラクター等が入る余地もなく、耕作するのは困難であると判断したところであります。よろしくをお願いします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第28号「非農地通知申出について」は、原案のとおり非農地として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第28号「非農地通知申出について」は、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《 議案第29号 「第5回農用地利用集積計画(案)について」 》

○議 長

議案第29号「第5回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。  
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第29号「第5回農用地利用集積計画(案)について」説明いたします。議案書10ページをお開きください。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。再設定2件2筆2,587㎡となります。

(整理番号1番から2番を朗読：2件)

続きまして議案書11ページをお開きください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。再設定1件3筆4,090㎡となります。

(整理番号3番を朗読：1件)

続きまして議案書12ページをお開きください。利用権設定各筆明細(賃借権)農地中間管理機構分です。新規設定2件(5年 1件5筆3,622㎡、10年 1件1筆5,189㎡)合計2件6筆8,811㎡となります。

(整理番号4番から5番を朗読：2件)

続きまして議案書13ページをお開きください。利用権設定各筆明細(使用賃借)農地中間管理機構分です。新規設定3件、10年 3件11筆18,640㎡となります。

(整理番号6番～8番を朗読：3件)

続きまして議案書14ページをお開きください。所有権移転各筆明細です。1件5筆4,143㎡となります。

(整理番号9番を朗読：1件)

(パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第29号「第5回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第29号「第5回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第30号 「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」 》

○議 長

議案第30号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第30号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」説明いたします。議案書16ページをお開きください。今回の配分計画については、議案第29号の農地中間管理機構分の配分になっております。

賃借権 新規設定2件 5年1件5筆3,622㎡、10年1件

筆5,189㎡ 合計2件6筆8,811㎡となります。

(整理番号1番から2番を朗読:2件)

続きまして、17ページをお開きください。使用貸借 10年 新規設定3件11筆18,640㎡となります。

(整理番号3番から5番を朗読:3件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委 員

16ページですが、中間管理機構が中に入って今までと変わらないように貸し手、借り手ということだろうと思いますが、今まででしたら、米31kgとか米8kgとかいうのを、その量は大体のところでおあげしていたんですけど、中間管理機構が入ったことによって何か検査とか、ちゃんとした書類とかそういうものがあるのでしょうか？

○事務局

検査と書類というのは、どういうものでしょうか？

○委 員

議案に記載している設定する権利の、例えば1番でしたら米10a当り米8kgとか書いていますが、いままで相対とする分については、大体これぐらいということであげることもあったかもしれませんが、中間管理機構が入ることによって綿密に何俵というような検査があったりするものなのでしょうか？

○事務局

この集積での貸し借りの場合、書類上は正式にキロ数とか、お金の場合は金額が入っておりますので、それで個人間の経営基盤強化法での貸し借りは行われているだろうということなのですが、機構は正式に書類で交わしておりますが、現金は借り手が機構に渡して機構が貸し手に渡すという流れになるんですが、物納に関しましては直接、貸し手と借り手のやり取りになっていきますので、そこに機構が検査をしたりとか量を確認したりとかいうのはないと思います。

ただ、もしも貸し手がもらっていないとかいうことになれば何がしかの確認はあるのかなとは思いますが。機構は本来、物納はなかったんですが、やはり物納がないと貸し借りが進まないということで、途中から物納もよくなったんですけども、ただ、物納の場合は今までと変わらない直接のやりとりになっておりますので、その段階での検査は特にないのかなと思いますが、そこは機構に再度確認をしたいと思えます。

○議 長

○○委員、それでよろしいですか。

○委 員

はい、わかりました。

○議 長

ほかにごございませんか。質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第30号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないということですので、議案第30号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、原案のとおり決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年度第5回総会を閉会いたします。

— 午前10時32分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 「大地のめぐみ」平成29年9月(号外)

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事監兼班長 西 寿代

議事録署名

平成 29 年 10 月 4 日

会 長 丸 田 保

28 番委員 福 田 延 之

29 番委員 藤 永 和 之